

平成20年12月5日
教育委員会

学校徴収金に係る経理事務状況調査の結果について

1 調査の目的

市教育委員会では、平成20年11月13日に「学校徴収金経理事務調査委員会（委員長 菊地誠教育次長）」を設置して、適正な経理事務に資することを目的に、学校徴収金の経理事務の状況把握と不適切な経理の有無を確認する調査を実施した。

2 学校徴収金について

(1) 学校徴収金とは、学校教育に要する費用のうち、公費で支出する費用とは別に、学校が校長等の承認のもとに保護者から徴収する費用（私費）のことと言い、徴収された費用は生徒会費など児童生徒に還元される性質のものである。なお、学校徴収金は、次の条件を満たすことが必要である。

- ア 校長等の明確な承認を受けていること。
- イ 学校が教育活動のために徴収したものであること。
- ウ 全学級、全児童生徒を単位として徴収したものであること。
- エ 児童生徒（父母等）から定額を徴収したものであること。

(2) 具体例

児童会・生徒会費、学級費、学年費、クラブ活動費、副読本費、保健衛生費、学校・校外活動費、修学旅行費、卒業対策費 等

(3) 盛岡市立学校等における平成19年度決算額

小学校	400,117千円（1校当たり 8,698千円、児童1人当たり25,581円）
中学校	513,452千円（1校当たり21,394千円、生徒1人当たり63,886円）
幼稚園	3,385千円（1園当たり 846千円、園児1人当たり25,641円）
市立高校	54,991千円（生徒1人当たり59,258円）

3 調査の概要

(1) 調査内容

- ア いわゆる「預け（プール金）等」の有無について

平成15年度から平成20年度に在籍していた教職員のうち、学校徴収金の経理を担当した職員から、預け等の事実の有無を聞き取り調査を行った。

- イ 学校徴収金に係る事務の状況について

徴収した現金の管理方法、預金通帳・届出印鑑の管理や決算報告などについての現状を記入方式により調査した。

ウ 業者からの聞き取り調査

倒産した教材会社の元社長のほか他の教材会社等から聞き取り調査を行った。

(2) 調査日・方法

11月13日（木）・業者からの聞き取り調査

11月18日（火）～11月28日（金）・文書により照会

12月1日（月）～12月3日（水）・個別事案について聞き取り調査

(3) 調査対象年度

平成15年度から20年度

(4) 調査対象経費

給食費を除く学校徴収金

(5) 調査対象教育機関

市立小学校、中学校、幼稚園、高等学校

4 調査の結果について

(1) いわゆる「預け（プール金）等」の有無について

次の4の事案について調査を行った。

ア 年度末に残った学校徴収金を業者に預け、架空の請求書・納品書を作成してもらい学校徴収金を使い切ったように会計処理し、次年度以降その額に見合う必要な物品等を納入させる。

イ 学校徴収金を業者に預け、必要なときに必要な物品等を当該業者から納入してもらひ、学校徴収金の管理を事実上業者に依頼する。

ウ 教職員が立替払いで物品等を購入した際、実際に購入した業者とは別に学校徴収金を預けていた業者から購入したように架空の請求書・納品書を作成してもらい、預けていた業者から同額の現金をもらう。

エ 物品を納入する前に請求書・納品書を作成してもらい、完成していない印刷物等の物品を年度内に完成したように会計処理する。（いわゆる「年度越え」）

調査の結果、ア～ウの事案の報告は無かったが、エに関しては1校の事案があった。内容は、「総合学習のまとめの文集が年度末の納品に間に合わず、領収書を完成前に作成してもらい年度内に納品されたようにして会計処理をした。」ものであった。

確認を行ったところ、年度を越えた4月7日に納品（38部）され、進級後の児童へ配布されているとのことであった。

(2) 学校徴収金に係る事務の状況について

全体として、集められた学校徴収金は、ドリルや副読本の購入等に充てられており、

児童生徒（保護者）に還元されていたと判断されるとともに、収支経理が適切に行われ、私的な流用等が無かったことを確認した。事務の実態としては、小・中学校の違いや、各学校の規模、これまでの慣習等により処理の状況は異なっていた。また、多くの教職員が担当を分けて徴収金の管理を行っている状況であった。

なお、「徴収金の管理方法」「通帳・届出印鑑の管理」「決算処理」などにおいて、改善を要する次のような事例がいくつかあった。

- ア 徴収金を現金のままで管理している事例
- イ 預金通帳と届出印鑑の管理者が同一人となっている事例
- ウ 決算の手続（「父母への報告」「保護者等の監査」）が十分でない事例

(3) 改善を要する事例の背景

改善を要する事例の背景として次のような要因が考えられる。

- ア 金融機関が学校から遠いこと。
- イ 金融機関が集金に来なくなったこと。
- ウ 金融機関へ出向く教職員の時間が取れないこと。
- エ 単発ものの徴収金は、現金管理の方が経理事務としては効率的であること。

(4) 盛岡市公金経理適正化委員会（委員長 池田克典副市長）への報告

12月4日に盛岡市公金経理適正化委員会へ調査結果の概要を報告した。

4 今後の対応

学校徴収金は、私費会計ではあるもののその内容が教育に関わるものであり、公的性質を有することから、その経理事務に当たっては、適正かつ公正な事務を行うとともに、その事務に関する説明責任を果たす必要があるとの認識のもとに、次の対応を進めるものとする。

- (1) 適切な学校徴収金の管理を行うため、学校等との協議を踏まえ、市教育委員会としての「取扱要領」を策定し、学校への適切な指導を行う。
- (2) 「取扱要領」の策定に当たっては、以下の内容を盛り込むものとする。
 - ア 学校徴収金の管理体制
 - イ 収入・支出事務の原則
 - ウ 現金及び預金通帳・届出印鑑の管理
 - エ 決算の手続
 - オ 書類の保管等

学校徴収金經理事務調査委員会設置要綱

(設置)

第1 盛岡市立学校における児童生徒が個人で使用するワークブック・ドリル等の購入に係る学校徴収金の經理事務について調査審議をするため、学校徴収金經理事務調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は教育長が指名する教育次長、副委員長は学校教育課長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、学務教職員課長及び玉山事務所長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3 委員長は、会務を總理し、會議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(會議)

第4 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 委員会に、委員会の所掌事項の予備審査及び委員会が委任した事項の調査審議をさせるため、幹事長及び幹事若干人をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事長は教育長が指名する総務課長補佐をもって充てる。

3 幹事は、学校教育課長補佐、学務教職員課長補佐及び玉山事務所副主幹を充てる。

4 幹事長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(実施期日)

第7 この要綱は平成20年11月13日から実施する。